

江戸川区生産緑地地区事務取扱要綱

平成4年6月4日区長決裁4生産農イ1 6第1号

(趣旨)

第1条 この事務取扱要綱は、生産緑地法(昭和49年法律第68号。以下「法」という。)生産緑地法施行令(昭和49年政令第285号。以下「施行令」という。)及び生産緑地法施行規則(昭和49年建設省令第11号。以下「施行規則」という。)に規定する生産緑地地区内における行為の許可申請、買取申出等の事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

(生産緑地地区内における行為の許可申請等)

第2条 生産緑地地区内における行為の許可申請等は、次のとおりとする。

法第8条第1項の規定による許可を受けようとする者は、生産緑地地区内行為許可申請書(第1号様式)を江戸川区長(以下「区長」という。)に提出しなければならない。

法第8条第2項に基づく許可をしようとするときは、生産緑地地区内行為許可通知書(第2号様式)により行うものとする。この場合において、生産緑地地区の保全等のために区長が必要と認めるときは、許可に条件を付することができる。

法第8条第4項の規定による通知は、生産緑地地区内行為通知書(第3号様式)を区長に提出して行うものとする。

法第8条第5項の規定による届出をする者は、生産緑地地区内行為届出書(第4号様式)を区長に提出しなければならない。

法第8条第6項の規定による届出をする者は、生産緑地地区内非常応急措置届出書(第5号様式)を区長に提出しなければならない。

法第8条第8項の規定による協議は、生産緑地地区内行為協議書(第6号様式)を区長に提出して行うものとする。

法第8条第9項に規定する行為を行おうとする者は、生産緑地地区内行為計画書(第7号様式)を区長に提出しなければならない。

2 前項第1号及び第3号から第5号に係る申請書、通知書又は届出書には、別表第1に掲げる図書を添付しなければならない。

(買取りの申出)

第3条 法第10条第2項に規定する死亡又は農林漁業に従事することを不可能にさせる故障により、区長に対し当該生産緑地を時価で買い取る旨を申し出ることができるのは、次の場合とする。

生産緑地地区に関する都市計画についての都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定による告示の日から起算して30年を経過した場合

当該告示後に当該生産緑地に係る主たる従事者が死亡した場合

次に掲げる障害により、主たる従事者が農業に従事することができなくなると区長が認定した場合

ア 両眼の失明

イ 精神の著しい障害

ウ 精神系統の機能の著しい障害

エ 胸腹部臓器の機能の著しい障害

オ 上肢又は下肢の全部若しくは一部の喪失又はその機能の著しい障害

カ 両手の手指又は両足の足指全部の喪失又はその機能の著しい障害

キ アからカに掲げる障害に準ずる障害

1年以上の期間を要する入院又は入院の期間を含めて1年以上の期間を要する療養により、主たる従事者が農業に従事することができなくなると区長が認定した場合

主たる従事者が養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所する場合

主たる従事者が、高齢となり運動能力が低下したこと等により、農業に従事することができなくなると区長が認定した場合

前各号のほか、生産緑地周辺の環境変化等により、事実上農業を継続することができなくなると区長が認定した場合

2 法第10条又は第10条の5の規定に基づき買取りの申出をする者は、生産緑地買取申出書（第8号様式）に別表第2に掲げる図書を添付の上、区長に提出するものとする。

3 前項の買取申出をするに当たっては、当該生産緑地が他人の権利の目的となっているときは、法第12条第1項又は第2項の規定による買い取る旨の通知書の発送を条件として当該権利を消滅させる旨の書面（第9号様式）を添付しなければならない。

（買い取る旨又は買取らない旨の通知）

第4条 区長は、買取申出のあった生産緑地を買い取る場合は、第3条第2項の規定に基づき買取りの申出をした者（以下「申出者」という。）に対し、買い取る旨の通知書（第10号様式）により通知するものとする。

2 区長は、江戸川区又は他の法第2条第4項に規定する地方公共団体等（以下「地方公共団体等」という。）が買い取らない場合は、申出者に対し、買い取らない旨の通知書（第11号様式）により通知するものとする。

（収用委員会への裁決の申請等）

第5条 江戸川区若しくは地方公共団体等又は申出者は、法第12条第3項に規定する協議が成立しないときは、土地収用法（昭和26年法律第219号）第94条第2項の規定による収用委員会へ採決の申請をすることができる。

（農林漁業従事希望者へのあっせん）

第6条 都市開発部都市計画課は、第4条第2項により買取らない旨の通知がなされた場合に、江戸川区農業委員会等に協力を依頼し、他の農林漁業従事希望者へのあっせんに努めるものとする。

（行為制限の解除の通知）

第7条 区長は、法第14条の規定により行為制限が解除された場合、申出者に対し、制限解除通知書（第12号様式）により通知するものとする。

（買取希望申出）

第8条 法15条第1項の規定に基づき買取希望の申出をする者は、生産緑地買取希望申出書（第13号様式）に別表第3に掲げる図書を添付のうえ、区長に提出するものとする。

（買取希望申出の受理等）

第9条 第4条から第7条までの規定は、前条の買取希望申出について準用する。

（あっせん不調の通知）

第10条 区長は、前条において準用する第6条に基づくあっせんが不調に終わった場合は、第8条の規定に基づき買取りの申出をした者に対し、あっせん不成立通知書（第14号様式）により通知するものとする。

（生産緑地地区の指定）

第 11 条 法第 3 条による都市計画に定める生産緑地地区を定めることができる農地は、東京都市計画生産緑地地区指定申請書（第 15 号様式）東京都市計画生産緑地地区同意書（第 16 号様式）東京都市計画生産緑地地区農地等明細書（第 17 号様式）及び東京都市計画生産緑地地区営農概要書（第 18 号様式）に別表第 4 に掲げる図書を添付の上、当該農地の所有者が区長に提出することができる。

（特定生産緑地の指定）

第 12 条 区長は、都市計画法第 20 条第 1 項の規定による生産緑地の指定告示の日から起算して 30 年を経過する日（以下「申出基準日」という。）が近く到来することとなる生産緑地のうち、当該申出基準日以後においてもその保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものについて、法第 10 条の 2 に規定する特定生産緑地に指定することができる。

2 前項の場合において、当該生産緑地の所有者は、特定生産緑地指定申請書兼農地等利害関係人同意確認書（第 19 号様式）を区長に提出するものとする。

（特定生産緑地の通知）

第 13 条 区長は、前条の規定により特定生産緑地を指定する場合には、当該生産緑地の所有者に対して、特定生産緑地指定通知書（第 20 号様式）により通知するものとする。

（特定生産緑地の提案）

第 14 条 法第 10 条の 4 第 1 項の規定による特定生産緑地の指定を提案する者は、特定生産緑地指定提案書（第 21 号様式）を区長に提出するものとする。

（利害関係人の同意）

第 15 条 前条の規定による提案をする者は、当該生産緑地に当該提案に係る所有者以外の農地等利害関係人がいるときは、あらかじめ、特定生産緑地指定同意書（第 22 号様式）及び提案生産緑地明細書（第 23 号様式）によりその全員の同意を得なければならない。

（特定生産緑地に指定しない旨の通知）

第 16 条 区長は、法第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づき特定生産緑地として指定することの提案が行われた場合において、当該提案に係る生産緑地を特定生産緑地に指定しないこととしたときは、当該提案をした者に対して、特定生産緑地に指定しない旨の通知書（第 24 号様式）により通知するものとする。

（特定生産緑地の公示）

第 17 条 区長は、法第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき、特定生産緑地の指定をするときは、同条第 4 項の規定により、特定生産緑地の指定（第 25 号様式）により公示するものとする。

（特定生産緑地の解除）

第 18 条 区長は、法第 10 条の 6 第 1 項の規定に基づき、特定生産緑地の指定を解除するときは、法第 10 条の 6 第 2 項において準用する法第 10 条の 2 第 4 項の規定により、特定生産緑地の解除（第 26 号様式）により公示するものとする。

（原状回復命令）

第 19 条 法第 9 条第 1 項の規定による命令は、原状回復命令書（第 27 号様式）により命令するものとする。

（身分証明書）

第 20 条 法第 9 条第 3 項に規定する原状回復等を行おうとする者の身分を示す証明書及び法第 17 条第 3 項に規定する職員の身分を示す証明書の様式は、身分証明書（第 28 号様式）とする。

付 則 (省略)

別表第 1 (第 2 条関係)

行為の種類	図面の種類	標準縮尺	図面に明示すべき事項	備考
1 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築	位置図	1/2,500 以上	敷地境界線 行為を行う生産緑地地区の区域及び箇所番号 方位 道路、河川等の公共施設その他の目標となるもの	
	配置図	1/250 以上	方位及び縮尺 敷地境界線及び敷地面積の求積表 行為に係る建築物その他の工作物及び既存の建築物その他の工作物 敷地に接する道路の位置及び幅員	
	各階平面図	1/250 以上	方位及び縮尺 階別用途 断面図に示す断面の位置 各階床面積及び各階床面積の合計	
	立面図	1/250 以上	縮尺 軒の高さ	2 面以上
	断面図	1/250 以上	縮尺 各階の階高 最高の高さ	2 面以上
	公図の写し		方位 敷地境界線	
2 宅地造成、その他土地の形質の変更	位置図	1/2,500 以上	行為を行う生産緑地地区の区域及び箇所番号 方位 道路、河川等の公共施設その他の目標となるもの	
3 その他	平面図	1/250 以上	方位及び縮尺 区域境界線 区域の求積表 断面図に示す断面の位置	
	断面図	1/250 以上	縮尺 道路等構造物の位置及び形状 行為前後の地盤面	切土又は盛土の位置がわかるもの
	公図の写し		方位 敷地境界線	

提出部数..... 2 部

別表第2（第3条関係）

図書の種類		標準縮尺	図面に明示すべき事項	摘要
1	位置図	1/2,500 以上	方位 買取り申出をする区域 道路、河川等の公共施設その他の目標となるもの	
2	公図の写し		買取り申出をする区域	
3	土地登記簿謄本			申出日の3か月前までのもの
4	印鑑登録証明書			申出日の3か月前までのもの
5	生産緑地に係る主たる 従事者の証明書			江戸川区農業委員会が発行した もの
6	遺産分割協議書			主たる従事者の死亡の場合で 相続後の登記が未完了の場合
7	医師の診断書			主たる従事者が故障の場合
8	委任状			本人以外の申請の場合 委任者の身分証明書が必要 (運転免許証等)
9	買い取る旨の通知の発送を 条件に当該権利を消滅させる旨の 書面			実印を押印し、印鑑登録証明書を 添付

提出部数.....2部（申請者控え用の図書及び申出書は、コピーでも可）

別表第3（第8条関係）

図書の種類		標準縮尺	図面に明示すべき事項	摘要
1	位置図	1/2,500 以上	方位 買取希望をする区域 道路、河川等の公共施設その他の目標となるもの	
2	公図の写し		買取希望をする区域	
3	土地登記簿謄本			申出日の3か月前までのもの
4	印鑑登録証明書			申出日の3か月前までのもの
5	生産緑地に係る主たる 従事者の証明書			江戸川区農業委員会が発行した もの
6	疾病等の内容が明らかになる 書面			医師の診断書 等
7	買い取る旨の通知の発送を 条件に当該権利を消滅させる旨の 書面			実印を押印し、印鑑登録証明書を 添付

提出部数.....2部（申請者控え用の図書及び申出書は、コピーでも可）

別表第 4（第 11 条関係）

	図書の種類	標準縮尺	図面に明示すべき事項	摘 要
1	位置図	1/2,500 以上	方位 買取り希望をする区域 道路、河川等の公共施設その他の目標となるもの	
2	公図の写し		指定する区域	
3	土地登記簿謄本			申出日の 3 か月前までのもの
4	印鑑登録証明書			申出日の 3 か月前までのもの
5	地積測量図又は実測図	1/500 以上	指定する区域	

提出部数…… 2 部（申請者控え用の図書及び申請書は、コピーでも可）

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 25 日から施行する。